

2025年1月24日

各 位

インフラファンド発行者名
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 柳澤 宏
(コード番号 9284)

管理会社名
カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤 宏
問合せ先 取締役財務企画部長 吉田 圭一
TEL: 03-6279-0311

資産運用会社の社内規則である「運用ガイドライン」の変更に関するお知らせ

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催された取締役会において、本日付で本資産運用会社の社内規程である「カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 運用ガイドライン」（以下「運用ガイドライン」といいます。）を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本資産運用会社は、FIT制度(注1)を中心とした本投資法人の事業環境から、将来的なFIT後を見据えた事業環境へ移行していく中、FIT案件終了後も事業を継続する投資法人として持続的な成長を念頭に2024年8月16日付で公表の第14期(2024年6月期)決算説明会資料において中長期戦略(運用戦略)を発表しました。今般その中長期戦略の実現に向け、現状の運用ガイドラインにおいて投資対象として限定されているFIT制度に、FIP制度(注2)及びFIT制度又はFIP制度の適用を受けない再生可能エネルギー発電設備等への投資並びに同設備に併設する蓄電設備への投資を可能にすることを目的とするものです。

FIT制度の下では本投資法人の賃料として受け取る収益源は大手電力会社による20年間の固定価格での電力の買い取りであったものが、今後中長期的にはFIT制度の終了に伴い投資法人の収益源の柱としてコーポレートPPA(注3)が主流となると本資産運用会社は考えております。

コーポレートPPAは、本投資法人売電契約としてFIP制度の適用の有無にかかわらず契約可能であることから、コーポレートPPAを通じ需要家である大手企業等との長期間的かつ固定価格での電力の買取が中心となっていくことを想定しております。またコーポレートPPA市場についてもコーポレートPPA案件のニーズの高まりが期待され今後大きく拡大することが予測されております。

本投資法人は将来的な市場環境の変化にも柔軟に対応しつつ投資主価値の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

(注1)「FIT制度」とは、再エネ特措法に基づく、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達する制度(固定価格買取制度)を意味します。以下同じです。

(注2)「FIP制度」とは、再エネ特措法に基づく、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、市場取引等(再エネ特措法に定義する意味によります。)による供給を促進するた

め、供給促進交付金（再エネ特措法に定義する意味によります。）の交付を行う制度をいいます。以下同じです。

（注3）PPAとはPower Purchase Agreementの略で売電契約を意味し、コーポレートPPAとは需要家との相対取引による売電契約をいいます。

2. 変更の内容

（変更前）

本ガイドラインは、当社が資産の運用を受託する投資法人（ただし、資産を主として再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）（以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に定めるものをいう（不動産に該当するものを除く。））。以下同じ。）又は当該資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とするものに限り、以下「本投資法人」という。）の資産運用に関する運用細目を定めるものである。

当社は、本投資法人による太陽光発電設備等への投資に際して、設備規模、立地（日射量、気候その他の気象条件、接続電気事業者との系統連系の容易性その他の立地条件を含む。）、太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーその他の機器・資材の製造業者及び性能その他の技術的要件、当該発電設備の過去における発電実績、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度における調達価格及び残存する調達期間その他の固定価格買取制度の適用条件並びに敷地等の権利の種類、取得・使用条件又は賃借等の条件を総合的に検討し、投資対象を選定する。

（変更後）

本ガイドラインは、当社が資産の運用を受託する投資法人（ただし、資産を主として再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）（以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に定めるものをいう（不動産に該当するものを除くが、再生可能エネルギー発電設備に併設する蓄電設備を含む。）。以下同じ。）又は当該資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とするものに限り、以下「本投資法人」という。）の資産運用に関する運用細目を定めるものである。

当社は、本投資法人による太陽光発電設備等への投資に際して、設備規模、立地（日射量、気候その他の気象条件、接続電気事業者との系統連系の容易性その他の立地条件を含む。）、太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーその他の機器・資材の製造業者及び性能その他の技術的要件、当該発電設備の過去における発電実績、並びに敷地等の権利の種類、取得・使用条件又は賃借等の条件に加え、当該太陽光発電設備等が適用を受ける制度に応じて次の各号に定める事項を総合的に検討し、投資対象を選定する。

- ① FIT制度（再エネ特措法に基づく、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達する制度（固定価格買取制度）を意味する。以下同じ。）の適用を受ける太陽光発電設備等においては、FIT制度における調達価格及び残存する調達期間その他のFIT制度の適用条件。
- ② FIP制度（再エネ特措法に基づく、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、市場取引等（再エネ特措法に定義する意味による。以下同じ。）による供給を促進するため、供給促進交付金（再エネ特措法に定義する意味に

よる。)の交付を行う制度をいう。以下同じ。)の適用を受ける太陽光発電設備等においては、市場取引等による売電の方法等(売電の形態、売電に関する契約の有無並びに契約がある場合においてはその内容及びその相手方の属性、環境価値の取扱い等)並びにFIP制度における基準価格及び残存する交付期間その他のFIP制度の適用条件。

- ③ FIT制度又はFIP制度の適用を受けない(FIT制度又はFIP制度の適用が終了したものを含む。以下同じ。)太陽光発電設備等においては、再生可能エネルギー発電設備により発電した電気を小売電気事業者等に対して直接若しくは卸電力取引所を通じて売電する取引(以下「相対取引等」という。)による売電の方法等(売電の形態、売電に関する契約の有無並びに契約がある場合においてはその内容及びその相手方の属性、環境価値の取扱い等)。

当会社は、本投資法人による投資に関し、相対取引等による売電の方法等(売電の形態、売電に関する契約の有無並びに契約がある場合においてはその内容及びその相手方の属性、環境価値の取扱い等)を考慮の上、本投資法人の投資対象として適切であると判断した場合には、FIT制度又はFIP制度の適用を受けない再生可能エネルギー発電設備等にも投資することができる。

3. 今後の見通し

運用ガイドラインの変更による本投資法人の運用状況への影響はありません。

4. その他

本日付で関東財務局長に臨時報告書を提出しました。

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.canadiansolarinfra.com>